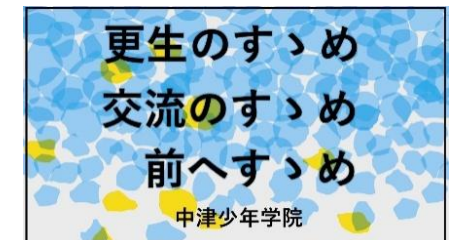


中津少年学院



中津少年学院は、九州・四国・中国の各家庭裁判所から保護処分として送致された知的、若しくは発達障がいのある在院者（疑いを含む。）、又はこれに準じた処遇上の配慮を有する在院者に対して、健全な育成を図ることを目的として矯正教育（支援教育課程）を行う施設です。

〒871-0152
大分県中津市大字加来1205
電話 0979(32)2321
FAX: 0979(26)2011

在院者の日課

時刻	日課の内容
7:00	起床（点呼、洗面、清掃等）
7:30	朝食、余暇時間
9:00	午前の課業（職業実習等）
11:50	昼食、余暇時間
13:00	午後の課業（入浴、体育、運動、特定生活指導、治療的指導）
17:00	夕食、余暇時間
18:10	日記、学習、時事指導等
20:00	余暇時間
20:50	点呼、就寝
21:00	就寝

主な年間行事

- 1月 成人式
- 3月 卒業証書授与式
- 5月 サッカー大会
- 10月 運動会
- 11月 収穫祭
- 12月 クリスマス会

主な月間行事

進級式・保護者会・誕生会など

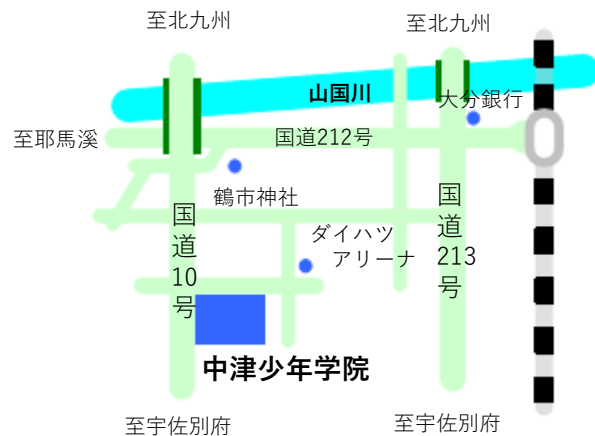
沿革

- 昭和24年1月1日 福岡少年院分院「貞志寮」として発足（収容定員28名）
所在地：中津市大字大貞383番地
- 昭和31年4月1日 本院に昇格「中津少年学院」と改称（収容定員84名）
- 昭和36年6月28日 現在地に移転（収容定員115名）
- 昭和52年6月1日 特殊教育課程設置
- 昭和60年10月7日 治療処遇導入
- ※昭和61年12月22日 新鋭工事着工
- 平成5年9月9日 新築落成式
- 平成8年3月29日 全体改築完了（敷地面積約69千㎡）
- 平成18年4月1日 創立50周年
- 平成23年3月 収容定員89名
- 平成27年6月1日 少年法改正（支援教育課程指定）
- 令和2年4月1日 複数指導体制実施
- 令和4年4月1日 第5種少年院併設
- 令和7年4月1日 収容定員を73名に変更

1 薦の社の神徳を
やま峰高く仰ぎつつ
ここ大貞の丘の之に
励む我らの道清し

2 案ずる波風荒くとも
さしのばされし愛の手に
心はかたしひたすらに
清きこの道はげまなん

3 朝の空のかぎろいて
のぼる朝日のさわやかに
友よ手をとれもるとともに
励まん道ぞ清き道



生活指導

基本的な生活態度を身に付けたり、健全なものを見方、考え方及び行動の仕方を身に付けるため、治療的指導、特定生活指導、個別面接、課題作文、日記指導、集会活動を実施しています。

治療的指導・問題行動指導

資質・性格的な課題や問題点を改善するために、在院者をグループに分け、それぞれの特質に応じた教育プログラムを実施しています。



特定生活指導

在院者それぞれの事情に合わせ、全国で統一したプログラムによって、再非行しないための方法を学習します。内容としては、交友関係指導、家族関係指導、性非行防止指導、成年社会参画指導（18歳～）に分かれています。



3級～前期：7日間
後期：約2か月

院生活における基本的な行動様式や心構え、礼儀作法及びマナーを身につけさせるとともに非行に至った原因、自分の問題点に気付かせます。



(3級時の集団行動訓練)

教育方針

知的障がい、情緒障がい又は発達障がい（それぞれ疑いを含む。）のため支援教育を必要とする在院者に対して、治療的・体験的な働きかけ等により、能力のいかんを問わず、何事にも全力を出せる人間、他人と温かい関わりを結ぶ人間を育成します。

体育指導

体力増進、健康管理、ルールを守ることの大切さ、協調性の養成等を図るため、各種スポーツに取り組みさせます。（水泳、ランニング、サッカー等）



(水泳)



(手工業コース作品)

2級～前期：約3か月
後期：約3か月

少年院における教育の中心となる段階で、各種指導をとらして、問題点の改善に具体的に取り組みます。



(農園芸コース)



(サッカー)

職業指導

働くことの尊さを学び、職業に対する知識、技能及び体力を身につけ、職業生活をする上での心得などを身に付けます。（農園芸コース、手工芸コース、サービスコース、資格取得講座（小型車両建設機械運転特別教育、危険物取扱者試験）ほか）



(小型車両建設機械運転特別教育)



(手工芸コース)

教科指導

基礎学力の向上を図り、円滑な進学や復学ができるようにしています。当院で卒業を迎える在院者については、出身中学校の卒業証書の交付を受けています。義務教育のほかに社会生活に必要な学力を身に付けるための補修教育を行っています。



(卒業証書授与式)



(運動会)

1級～約3か月

少年院における教育の、総仕上げとなる段階で、社会生活を念頭に置き、残りの課題の解消や進路等の出院後の生活設計を固めていきます。



(サイクリング)



(登山訓練)



(青の洞門)

特別活動指導

各種行事、役割活動等の体験をとおして在院者たちは自主性や健全な社会生活の在り方を学ばせます。（運動会、登山訓練、サイクリング他）

対象者

おおむね14歳以上23歳未満の第1種、第2種、第5種少年院送致者を対象に補正教育を行う少年院です。

教育期間

標準教育期間は11か月で、在院者一人一人に応じた個人別補正教育計画を作成し、その計画に基づき非行に関する問題等を改善し、健全な社会人として生活できるようにするためにさまざまな指導や訓練を行います。